

農業振興地域内での太陽光発電設備の設置について

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）」及び「農地法」による制限があります。設置の可否については、農振法及び農地法それぞれについてご確認ください。

また、太陽光発電設備の設置は開発許可が必要な場合がありますので、併せてご確認ください。

発電設備の種類	農業振興地域内 農用地区域区分	設置の可否	
		農振法	農地法
太陽光発電設備 (営農型除く)	農用地区域	不可	不可
	その他の区域 (白地)	可	農地法の立地基準に規定される第1種農地及び甲種農地に区分される土地は不可
営農型太陽光発電設備	農用地区域	可	支柱部分等について一時転用許可が必要
	その他の区域 (白地)	可	支柱部分等について一時転用許可が必要

【問合せ先】

○農振法について：経済局農林部農林企画課農地活用係

TEL：022-214-8334 MAIL：kei008110@city.sendai.jp

○農地法について：農業委員会事務局事務課農地係

TEL：022-214-4340 MAIL：nou024400@city.sendai.jp

○開発許可について：都市整備局建築宅地部開発調整課

審査指導第一係（青葉区・泉区） TEL：022-214-8344

審査指導第二係（宮城野区・若林区・太白区） TEL：022-214-8319